ＳＩＭロックを解除した数	（　　）
移動端末設備の販売に際して行ったもの	（　　）
求めに応じて行ったもの	（　　）
自らの判断により行ったもの	（　　）
移動端末設備の販売後に行ったもの	（　　）
求めに応じて行ったもの	（　　）
自らの判断により行ったもの	（　　）
参考事項	

注１　括弧内には、スマートフォンに係る数を記載すること。

２　「発売した移動端末設備の種別数」の項には、電気通信事業者が毎四半期内に発売した携帯電話に係る移動端末設備の種類の数を記載すること。

３　「ＳＩＭロックを設定する種別の移動端末設備の販売台数」及び「ＳＩＭロックを解除した数」の項には、当該移動端末設備の販売に際した移動電気通信役務の提供に関する契約の有無にかかわらず、携帯電話に係る移動端末設備について記載すること。

４　「ＳＩＭロックが設定されていないもの」の項については、発売時からＳＩＭロックが設定されていないものを記載すること。

５　「ＳＩＭロックを解除した数」の項については、電気通信事業者が利用者から譲り受けることにより入手した移動端末設備に係るものは含めないものとする。

６　「参考事項」の項については、発売した移動端末設備のうち、「ＳＩＭロックが設定されていないもの」及び「ＳＩＭロックの解除に対応しているもの」の種別の名称をそれぞれ記載すること。

７　ＳＩＭロックの解除に対応していない移動端末設備の種別がある場合には、「参考事項」の項に当該種別ごとに、その理由を記載すること。

８　注６及び注７に定めるもののほか、注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。

９　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。